

# 日本商品委託者保護基金

## 開示等の請求等に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、日本商品委託者保護基金（以下「基金」という。）の個人情報保護規程（以下「規程」という。）第25条及び第27条の規定に基づき、基金の管理に係る保有個人データにつき、本人から、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第27条第2項の規定による利用目的の通知の求め、第28条第2項の規定による開示の求め、法第29条第2項の規定による内容の訂正、追加若しくは削除の求め、法第30条第2項の規定による利用停止若しくは消去の求め又は法第30条第4項の規定による第三者への提供の停止の求め（以下「開示等の請求等」という。）が行われた場合における手続を定め、その適正な取扱いを図ることを目的とする。

### (用語)

第2条 この細則において使用する用語は、この細則において特に定めるもののほか、規程において使用する用語の例による。

### (組織)

第3条 理事長は、基金の管理に係る保有個人データにつき、本人からの開示等の請求等を受け付け、及びこの請求等を取り扱うため、申出担当部署を指定し、これを個人情報保護管理者に管理させる。

### (保有個人データに関する事項の公表等)

第3条の2 基金は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、「個人情報保護方針」と一体としてインターネットのホームページで常時掲載を行う。

- (1) 基金の名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的（規程第11条の2第4項第1号、第2号及び第3号に該当する場合を除く。）
- (3) 次項、第7条、第8条、第9条第1項及び第2項の規定に基づく請求に応じる手続
- (4) 基金が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 基金は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 前項の規定により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな

場合

(2) 規程第11条の2第4項第1号、第2号又は第3号に該当する場合

3 基金は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

### (基金に対する開示等の請求等)

第4条 基金は、第3条の2第2項の規定による求め又は第7条第1項、第8条第1項若しくは第9条第2項若しくは第3項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に関して、以下の手続きにより応ずるものとする。

(1) 申出担当部署への郵送

本人に対し、以下のものを申出担当部署宛に郵送することを求める。

①保有個人データ開示等請求書（様式第1号）

②本人確認書類

③手数料等

(2) 本人確認手続・本人確認書類

本人確認は以下の本人確認書類の写しを確認することによる。

①運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（個人番号の記載された面は送付しないことを求める。）等の官公庁が発行した顔写真付き本人確認書類の写し1点の送付を求める

②健康保険証被保険者証、年金手帳等の官公庁が発行した顔写真のない本人確認書類の写し2点の送付を求める

(3) 手数料等

本人から、開示等の請求等があった場合、1つの請求等につき、次の①、②及び③の合計額（以下、1つの請求等に係る手数料等の額を「単位手数料」という。）を郵便切手により収受する（複数の請求が同時にある場合は、その数に応じた単位手数料を郵便切手により収受する。）。なお、開示等の請求等に応じられない場合も手数料等は返金しないものとする。

①事務手数料 1つの請求につき 500円（別途消費税相当額を加算することを要す。）

②25グラム以内の定型郵便物を郵送する基本料金に相当する額

③簡易書留料金に相当する額

(4) 代理人による開示等の請求等の場合

基金は、開示等の請求等を行う者が、未成年、成年被後見人等の本人の法定代理人、本人から委任を受けた本人が指定した任意代理人である場合は、第2号に掲げる書類のほか、次の書類の送付を求める。

①代理権を確認するための書類

イ 法定代理人の場合

(1) 未成年の場合

本人の戸籍抄本又は扶養家族が記入された健康保険被保険者証の写し

(2) 成年被後見人の場合

後見登記等に関する法律第10条に規定する登記証明事項

ロ 任意代理人の場合

委任状(様式第2号)及び本人の印鑑登録証明書

②代理人の本人確認をするための本人確認書類

代理人について第2号に掲げる本人確認書類を求める。

**(開示等の請求等の受付)**

第5条 基金は、前条の方法により開示等の請求等を受け付けたときは、当該受け付けの日から起算して1週間以内に請求に係る可否について決定する。

2 基金は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をする旨決定したとき、又は全部又はその一部を除いた部分について開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をする旨決定したときは、請求者である本人又は代理人に対し、保有個人データ開示等決定通知書(様式第3号)の送付により通知する。

3 基金は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をしない旨決定したとき又は全部について、開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をしない旨決定したときは、請求者である本人又は代理人に対し、保有個人データ不開示等決定通知書(様式第4号)の送付により通知する。

4 基金は、第2項の保有個人データ開示等決定通知書(様式第3号)及び前項の保有個人データ不開示等決定通知書(様式第4号)が請求者である本人又は代理人に対して2週間以内に送付するよう努めるものとする。また、これら通知が諸事情により、請求者である本人又は代理人に2週間以内に送付することが困難である場合は、2週間が到来する前に当該請求者である本人又は代理人に連絡するよう努めるものとする。

**(削除)**

第6条

**(保有個人データの開示)**

第7条 基金は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)に係る請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の

各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 基金の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 基金は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、基金は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項の規定は、適用しない。

#### **(保有個人データの訂正等)**

第8条 基金は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 基金は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。この場合、基金は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

#### **(保有個人データの利用停止等)**

第9条 基金は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第16条の規定に違反して取得されているという理由、法第17条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去（以下、本条において「利用停止等」という。）に係る請求を受けた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他、利用停止等を行うことが困難であって、当該本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとるときは、この限りではない。

2 基金は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第23条第1項又は第24条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由

があることが判明したときは、遅滞なく、保有個人データの提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他、第三者への提供を停止することが困難であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 3 基金は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止を行ったとき、若しくは利用停止を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者の提供を停止したとき、若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、基金は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

## 附 則

### (施行日)

第1条 この細則は、平成17年5月1日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この細則の改正は、平成23年1月1日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この細則の改正は、平成29年5月30日から施行する。